

第2号

令和7年8月21日

岡山県公安委員会

更新時講習等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査実施 要領

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び第108条の2第3項並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の7及び第38条の3の規定により、更新時講習等の委託に関し、当該講習等を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

記

第1 認定の審査に係る業務

更新時講習、違反者講習、停止処分者講習、高齢者講習及び認知機能検査

第2 業務の内容等

1 業務の内容

次の講習等を実施する業務

- (1) 更新時講習 法第108条の2第1項第11号に掲げる免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（2の表に掲げる警察署において同号に掲げる免許証の更新を受けようとする優良運転者に対して行うものを除く。）
- (2) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる軽微違反行為をした者に対する講習
- (3) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に掲げる免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習
- (4) 高齢者講習 法第108条の2第1項第12号に掲げる更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は第101条の7第5項の規定による通知を受けた者に対する講習
- (5) 認知機能検査 法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項に規定する者並びに第101条の7第2項の規定による通知を受けた者に対する認知機能検査

2 実施場所

1 (1)に掲げる講習にあつては岡山県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）（岡山市北区御津中山4 4 4番地3）、倉敷運転免許更新センター（倉敷市大島4 5 1番地1）、津山運転免許更新センター（津山市林田7 7番地）及び次の表に掲げる警察署、1 (2)、(3)及び(4)に掲げる講習にあつては運転免許センター、1 (5)にあつては運転免許センター、倉敷運転免許更新センター、津山運転免許更新センター及び次の表に掲げる警察署（岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南、及び赤磐警察署を除く。）

警 察 署 等	所 在 地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目1 9番3 9号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野5 0 1番地9
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町2番1 0号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目4番6号
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸1 6 6番地
備前警察署	備前市伊部2 7 6番地1
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓4 7 8 0番地1 1
玉野警察署	玉野市宇野一丁目1 3番1号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目8 3番地
水島警察署	倉敷市水島南幸町4番1号
玉島警察署	倉敷市玉島1 3 5 4番地
笠岡警察署	笠岡市六番町2番地3

井原警察署	井原市西江原町 8 5 9 番地 1
総社警察署	総社市真壁 4 2 6 番地 1
高梁警察署	高梁市段町 1 0 1 7 番地 1
新見警察署	新見市新見 3 8 9 番地 1
真庭警察署	真庭市江川 8 2 1 番地 1
美作警察署	美作市明見 3 3 3 番地 1
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中 1 0 8 2 番地 2

3 委託実施期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで（業務実施期間）

令和 8 年 2 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで（委託期間）

第 3 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者として講習等を行うために必要な人数の講習指導員等を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 更新時講習に関する規程（昭和47年岡山県公安委員会規程第5号）

イ 軽微違反行為をした者の講習に関する規程（平成10年岡山県公安委員会規程第8号）

ウ 免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程（平成10年岡山県公安委員会規程第9号）

エ 高齢者講習の運用に関する規程（平成29年岡山県公安委員会規程第2号）

オ 認知機能検査の運用に関する規程（平成29年岡山県公安委員会規程第1号）

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

第4 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

- ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- イ 役員が第3の1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類
- ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）
- エ 第3の1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類
- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員等の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）
- キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員等を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
- ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

- ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）
- ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類
- エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

- ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
- イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）
- ウ 第3の1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等
- エ 本件業務の管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

令和7年8月27日から同年10月23日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和7年10月23日必着とする。

3 提出場所

郵便番号 709-2192

岡山市北区御津中山444番地3

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参又は郵便等により提出すること。

第5 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和7年8月21日から同年10月16日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1の配布期間の最終日については、午後4時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角型2号に返信先の宛名を明記し、180円分の切手を貼ったもの）を同封して、第4の3の場所に請求すること（令和7年10月9日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

第6 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

第7 認定の有効期間

認定した日から令和11年2月28日までとする。ただし、第3に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

第8 運転免許業務の運用見直し等に伴う業務変更

本件審査に係る業務内容の概要は、第2の1に掲げるものであるところ、県民の利便性向上等を図るため、令和7年度末までに変更が生じる業務については、その内容を勘案し、審査に必要な範囲内での情報提供等を行う場合がある。

第9 問い合わせ先

岡山市北区御津中山444番地3 岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（086）724-2200（内線550・521・522）